



事業所間連携加算の 取扱いについて

2024年(令和6年)10月 福山市障がい福祉課

事業所間連携加算とは

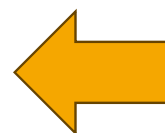
- 障がい児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児童について、事業所間で連携し、児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った事業所に算定できる加算
- 参照 こども家庭庁_2024年(令和6年)5月2日付け事務連絡「事業所間連携加算の創設と取扱いについて」

本市の障がい児通所支援のセルフプラン率

- 福山市 39.6%

- 児童発達 66.7%

- 放課後等デイサービス 23.1%



相談支援事業所数の限りもあり、セルフプランによる通所利用も認めてきた経過

- 全国平均 30%

障害者相談支援事業の実施状況等について(令和5年調査)

セルフプランから障がい児相談支援への利用の検討

- セルフプランのままでは内容の評価が更新時まで見直されないため、支援の方向性について第三者の視点が入らず、適切な支援に結びつかない懸念あり



- セルフプランを1年以上利用している場合や複数事業所を利用している場合は、障がい児相談支援事業所の利用の検討

加算の対象児童

- 障がい児相談支援事業所の利用が困難※でかつ、市にセルフプランを提出し、複数の児童発達支援事業所等（児童発達支援・放課後等デイサービス）から継続的に支援を受ける児童

※2か所以上の障がい児相談支援事業所へ相談し、受入れが困難と回答された者

加算の事業所選定基準

コア連携事業所

- 上限額管理事業所

- 上限額管理事業所の登録無
- 上限額管理事業所の登録有、通所利用がない

→利用日数が1番多い事業所

関係事業所

- コア連携事業所とは異なる法人の事業所(1事業所は必須)

加算確認書の提出、通知までの流れ

(新規・変更時必要)

- コア連携事業所としての登録事前調整(コア→関係事業所)
- 障がい児支援と当加算に関する説明(コア→保護者) **加算確認書(裏面)**
- 相談支援事業所への移行確認(保護者→相談支援事業所) **加算確認書(裏面)**

※2か所以上相談支援事業所受入れ不可の場合のみ

- 加算確認書の作成(保護者、コア)
- 加算確認書の提出(コア→市)
- 加算確認書に関する審査(市)
- 受給者証、確認書(市記載欄追記)の送付(市→保護者)
- 受給者証、確認書の情報共有(保護者→コア)

※受給者証の更新の際は、継続の手続きは不要。但し、加算適用後、登録済の事業所が変更する場合や利用日数の変更の場合はセルフプランとともに、変更の手続きが必要。

※加算確認書を受付した翌月から適用。ただし、月の初日に受付した場合は当月から適用。

コア連携事業所の役割

- 通所事業所の把握、コア連携事業所としての事前調整
- 加算に関する保護者への説明
- 加算確認書の提出
- 事業所間連携会議の開催に向けた連絡調整
- 事業所間連携会議の開催
- 記録の作成及び共有
- 保護者に対する相談援助
- 事業所内での情報共有



関係事業所の役割

- 事業所間連携会議への参加及び個別支援計画の提出
- 事業所内での情報共有

事業所間連携会議（議論の具体）

議事録参照

- 各事業所の個別支援計画を踏まえた加算対象時児に係る支援の実施状況
- 加算対象児の心身の状況、生活環境等の情報、家族の状況
- 長期目標、短期目標等スモールステップの達成状況、個別支援計画の見直しに関する意見交換
- 事業所間の連携方法や今後必要とする連携機関の把握
- 今後の支援についての方向性や相談支援事業所への移行の緊急性等

事業所間連携会議（会議開催前の準備）

コア連携事業所

- 会議開催予定の1ヶ月前
会議日程調整、全事業所の個別
支援計画の収集、内容整理
- 会議開催の2週間前
各事業所に議題や現状報告等の
資料提供

関係事業所

- 会議開催予定の1ヶ月前
個別支援計画の提出
- 会議開催までに
提供された資料の読込、情報共
有すべき内容の整理

事業所間連携会議（その他注意事項）

- 関係事業所が総数2事業所である場合は調整し、会議開催を行うこと。（欠席対応不可）
- 事業所数に関わらずこの会議においてコア連携事業所の欠席は認められない。
- 当日資料提供など、会議開催の事前準備ができていない状態での会議開催は当加算対象の会議とみなさない。
- 会議開催時期は月の月上旬（目安）に開催し、当月内に全事業所の情報共有及び連絡調整が完了すること。
- 会議開催、事業所間共有、市への報告、請求の時期が乖離しないようにコア連携事業所は調整すること。
- 開催頻度は概ね6ヶ月に1回とすること。更新時、その後6か月を想定。会議開催を6ヶ月より短い期間に設定する必要がある場合は、相談支援への移行の緊急性等総合的に判断し、コア連携事業所が調整すること。

事業所間連携会議(会議開催後)

コア連携事業所

- 議事録作成
- 全事業所の個別支援計画の収集(会議による修正を反映したもの)
- 保護者への報告、相談援助←家族支援加算対象
- 電子申請による市への報告(議事録、個別支援計画)
- 加算請求に関する関係事業所への調整
- 加算請求(市への報告月の翌月)

関係事業所

- 会議結果による個別支援計画の修正
- (保護者への説明)
- コア連携事業所への個別支援計画の提出
- 加算請求(コア連携事業所と同月に請求を行うこと)